

建 経 技 第 165 号
令和 4 年 7 月 29 日

一般社団法人静岡県建設業協会会長 様
一般社団法人建設産業団体連合会会長 様

静岡県交通基盤部建設経済局
技術調査課長

静岡県盛土等の規制に関する条例施行に伴う建設発生土に関する対応について(参考送付)

平素から、本県建設行政に対しご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本年 7 月から「静岡県盛土等の規制に関する条例」(以下「条例」という)が施行されたことに伴い、静岡県交通基盤部が発注する建設工事における建設発生土に関する対応を下記のとおり整理し、関係機関に通知しましたので参考に送付します。

なお、本内容については、今後の条例の運用状況や、来年度施行が予定されている盛土規制法への対応等を踏まえ、見直す必要がある場合には改めて通知することがありますのでご留意ください。

記

1 条例を遵守する上でのポイント

- 土砂等を発生させる者の責務 (条例第 5 条)
 - ・ 土砂等を発生させる者は、土砂等の発生抑制、有効利用の促進、適正な処理に努めなければならない。
- 汚染された土砂等の盛土等の禁止 (条例第 8 条)
 - ・ 何人も、土砂基準^{*}に適合しない土砂等を用いて盛土等を行ってはならない。
※ 盛土等に用いられる土砂等が土壌の汚染を防止するために満たすべき環境上の基準
- 盛土等の許可 (条例第 9 条)
 - ・ 盛土等の面積が 1,000m² 以上又はその土量が 1,000m³ 以上の盛土等を行おうとする場合は、知事の許可が必要。
 - ・ 盛土等が行われる土地の所有者の同意を要する。
 - ・ 国、地方公共団体等が行う盛土等は許可不要。
- 土砂基準に適合することの確認 (条例第 19 条)
 - ・ 盛土等の許可を受けた者は、土砂等を搬入しようとするときは、当該土砂等が発生した場所及び当該土砂等が土砂基準に適合することを確認し、その結果を知事に報告しなければならない。
- 盛土等完了までの管理に関する規制 (条例第 20 条～第 22 条)
 - ・ 盛土等の許可を受けた者は、盛土等に用いた土砂等の量などを記載した土砂管理台帳を作成し、定期的にその写しと搬入した土砂等の量を知事に報告しなければならない。

- ・ 盛土等の許可を受けた者は、半年に1回、排水の水質調査及び土壌調査を実施し、その結果を知事に報告しなければならない。
- 経過措置（条例附則第4項）
 - ・ 条例施行前に他法令の許可等に基づき盛土等を行っている場合で、許可内容の変更がない場合は、他法令の許可等の期間内に限り、条例の許可を得ずに引き続き盛土等を行うことができる。

2 土砂基準に適合することの証明（条例第19条関係）

建設工事で発生する土砂等を工事区域外に搬出する場合、搬出先（盛土等を行う者）は、当該土砂等が土砂基準に適合することを確認したうえで受け入れなければならないため、発注者は、土砂基準に適合することを証明する必要がある。そのために行う土砂等の汚染のおそれの調査には、土地の利用状況等の調査（以下「地歴調査」という）と、土壌の分析調査（以下「分析調査」という）の2つがある。

民間の有料残土処分場等へ搬出する場合は、以下のとおり対応すること。なお、別添1のとおり、令和4年7月15日付け環盛号外により、盛土対策課長から残土処理業者あてに土砂基準に適合することの確認を行う際の留意事項についての「お知らせ」がされているので参考とすること。

(1) 調査方法

- ・ まずは地歴調査を行い、その結果を土地の利用状況等の調査結果書（参考様式第2号）にまとめ、土砂等の発生場所を明らかにした図面、登記事項証明書、その他必要書類を添付して、残土処理業者に提出すること。土地の使用履歴（参考様式第3号）については、必要に応じて作成、提出すること。
- ・ 土壌汚染対策法第4条第1項の届出を行っている場合[※]は、当該届出時に作成した資料を活用するなど、地歴調査の効率化を図ること。
 ※ 土地の形質変更の部分の面積が3,000m²以上。現に水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の敷地については900m²以上。
- ・ 地歴調査の結果、土砂が発生する場所が昔から住宅、山林、田畑等として利用されていた場合は、人為的に化学物質の「汚染のおそれがない」ものと考えられるため、原則として分析調査は行わない。
- ・ 地歴調査の結果、土地の利用状況が住宅、山林、田畑等以外の場合で、人為的に化学物質による「汚染されているおそれ」が考えられる場合は、使用が認められた化学物質について分析調査を行うこと。
- ・ 分析調査は、計量法に基づく登録を受けた者（計量証明事業者）に依頼し、分析結果と計量証明書を残土処理業者に提出すること。
- ・ 残土処理業者から、地歴調査では心配との理由で搬入される全ての残土に対して分析調査を求められた場合は、別添1の盛土対策課からの「お知らせ」等により、まずは地歴調査の結果により汚染のおそれの有無を確認してもらうことについて理解を求めること。
- ・ それでもなお、分析調査を求められた場合は、分析調査が不要な他の処分場へ搬出

する場合との経済比較（運搬費、処分費、分析費等の比較）を行った上で処分先を決定し、必要に応じて分析調査を行うこと。この場合、全ての土砂基準物質（規則別表第1の29物質）について調査を行うことになる。

(2) 調査に要する費用計上等

- ・ 地歴調査資料は、発注者が作成することを基本とする。大規模な事業の場合は、用地調査等業務委託実施時に合わせて地歴調査を行うことを検討すること。（用地調査等業務委託標準積算基準書：静岡県交通基盤部 第2章第5節 5－3土地利用履歴等調査 参照）
- ・ 分析調査が必要な場合は、各工事において調査に要する費用を積上げ計上すること。
- ・ 分析調査の単価は、別添2のとおり物価資料（建設物価、積算資料）に掲載があるため、原則として最新の物価資料掲載単価を採用すること。本単価については、一般管理費まで含んだ諸経費込みの単価のため、枠外追加項目で計上すること。（建築工事（設備工事含む）においては共通仮設費に計上する。）

(3) 調査結果の提出頻度

- ・ 同一の場所から土砂等が発生しているのであれば、汚染のおそれに変化はないと考えられるため、少なくとも1つの事業や工事で1回は調査を行うこと。
- ・ したがって、同一の場所と判断できるのであれば、1つの事業（全体計画）を年度ごとに分割して工事を行う場合や複数の工事を同時期に行う場合（例：道路工事と水道工事を同時に行う場合など）、残土処理業者に同一の場所から発生している土砂であることを説明して理解を得ることができれば、必ずしもそれぞれの工事ごとに調査を行い結果を提出する必要はない。（土壌汚染対策法第4条第1項の届出と同様の考え方）

(4) 土砂等が発生した場所の証明

- ・ 発注者は、当該土砂等が発生した場所ごとに、土砂等発生元証明書（様式第13号）を作成し、残土処理業者に提出すること。したがって、工事が複数の場所に分かれている場合は、場所ごとに土砂等発生元証明書を作成、提出すること。

3 国、地方公共団体が行う盛土等の取扱い（条例第8条関係）

国、地方公共団体等が行う盛土等は許可不要のため、土砂基準に適合することを確認する義務は生じないが、条例第8条の規定を遵守し、汚染された土砂等を用いた盛土等を行わないことが求められるため、以下のとおり対応することとする。

- ・ 土壌汚染対策法第4条第1項の届出義務を確実に履行するとともに、土砂等の汚染のおそれがある場合は、土壌汚染対策法に基づき適切に対応すること。
- ・ 用地測量業務・用地調査等業務を実施している場合は、当該成果品等により、土砂等の汚染のおそれがないことを確認しておくこと。
- ・ 工事で発生する土砂等を他部局、国、他の地方公共団体が行う工事現場へ搬出する場

合の土砂等の汚染のおそれの確認方法については、相手方の指示によるものとする。

- ・ 他部局、国、他の地方公共団体が行う工事で発生する土砂等を受け入れる場合は、必要に応じて、地歴調査結果等の提出を求めること。
- ・ 県が民地を借地して行う残土処分については条例の許可不要ではあるが、処分完了後盛土を所有者に返却することになるため、土砂等を搬入しようとする者から地歴調査結果等の提出を求め、搬入する土砂等の汚染のおそれがないことを確認するとともに、規則第 17 条の土砂等管理台帳（様式第 15 号）と同等の台帳を作成すること。

4 発生抑制・利活用促進の徹底（条例第 5 条関係）

条例施行により盛土に対する規制が強化されたことに伴い、残土処分場の廃止や民間工事で発生する土砂の残土処分場への搬出増加等が予想され、公共建設工事の残土処理に影響が生じることが懸念される。

建設発生土については、今までも「公共建設工事におけるリサイクル原則化ルール（令和 3 年 10 月 18 日最終改正）」「建設発生土の有効利用に関する事務処理指針（平成 22 年 4 月 1 日最終改正）」により、発生抑制、利活用促進に努めてきたところであるが、残土量をさらに減らしていく必要があるため、以下の事項に留意して事業を実施すること。なお、コストが問題となる場合は事前に県庁各事業課に相談すること。

(1) 発生抑制

- ・ 個々の工事の計画、設計段階から切土、盛土のバランスを考慮し、切土量が過大とならない計画・設計となるよう留意すること。実施済の計画・設計についても可能な限り見直しを検討すること。
- ・ 発生量を抑制可能な工法の採用を積極的に検討すること。
- ・ そのままでは利用が難しい不良土については、改良して現場内利用することを検討すること。

(2) 利活用促進

- ・ 建設発生土の利活用を促進することで、新材としての土砂購入量を減少させ、環境への負荷軽減を図ること。
- ・ リサイクル原則化ルールにより、工事現場から 50km の範囲内に建設発生土を利用する他の建設工事がある場合、受入れ時期、土質等を考慮した上で、原則として建設発生土を利用することとされているが、県内で利用先がある場合は積極的に検討すること。
- ・ 計画段階から土砂が発生する工事、土砂を利用する工事の情報交換を活発にするため、県内部の調整は「残土情報掲示板」、他機関との調整は「建設発生土情報交換システム（JACIC）」を積極的に活用すること。
- ・ 発生する土砂の量、土質、時期等が調整可能な場合は積極的に調整し、他現場での有効利用につなげること。
- ・ 新川開削やトンネル工事など、建設発生土が大量に発生する工事の計画にあたっては、利活用先を十分考慮に入れて計画すること。

- ・ そのままでは利用が難しい不良土について、改良することにより他現場での利用が可能となる場合は、積極的に検討すること。
- ・ 定期的に行う河川等の維持掘削等については、掘削土の利活用先を事前に検討・調整した上で行うこととし、可能な限り他の工事現場や養浜等での利活用に努めること。なお、底質ダイオキシン類等を含むことがあるヘドロ状の浚渫土については、必要に応じて分析調査や改良等を行った上で、適切に処理すること。

5 その他

(1) 残土処分費の再確認

- ・ 盛土条例施行による影響を把握するため、この7月に当課で残土処理業者に対して実施した「建設発生土受入れに関するアンケート調査」によると、約半数の業者が残土処分費の値上げの意向を示している。
- ・ そのため、例年前年度末に各土木事務所から管内残土処理業者に対して見積依頼をして作成している事務所ごとの残土処分費一覧について、再度見積依頼等を行い、必要に応じて見直すこと。その際、受入条件の有無についても確認すること。
- ・ なお、当該残土処分場が各種法令を遵守していることを改めて確認すること。

(2) 建設発生土に関する条件明示の徹底

公共建設工事から発生する建設発生土の適正な処理を推進するため、以下に示す条件を施工条件明示事項等の設計図書において明示することを徹底すること。処分する場合は、搬出先を指定する指定処分を徹底し、自由処分は行わないこと。また、明示した条件に対しては、運搬費、処分費等を適切に費用計上すること。

- ・ 受入場所（工事間利用の受入れ工事箇所、ストックヤード、残土処分場等）
- ・ 受入場所までの距離
- ・ 受入条件等（ある場合）
- ・ 土砂等の汚染のおそれの調査結果の有無
- ・ その他必要な情報

担 当 技術調査班 百瀬、佐々木
電 話 054-221-2131